久米島エネルギービジョン策定

検討委員会　設置要綱

（名　称）

第１条　　本委員会の名称は、久米島エネルギービジョン策定検討委員会（以下、「委員会」という。）とする。

（設置目的）

第２条　　本委員会は、「久米島町第2次総合計画基本構想」（平成27年度）に掲げた「エネルギー自給率の向上」に基づき将来的なエネルギー自給率100％を目指すための久米島エネルギービジョン策定に対して、専門家の観点から助言を行うことを目的とする。

（所掌事項）

第３条 　委員会は、前条の目的を達成するために、次の事項について検討・助言を行うものとする。

（１） 久米島のエネルギー需給の現在と将来に関すること

（２） 久米島の再生可能エネルギー資源量に関すること

（３） 久米島のエネルギー自給率等に関する数値目標等に関すること

（４）ビジョンを達成するためのアクションプランに関すること

（組　織）

第４条 　委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

２　委員長は、委員の互選により選出する。

３　委員は、別表に掲げるとおりとする。

（委員会）

第５条 　委員会は、委員長が必要に応じ招集する。

２　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

３　委員長に事故ある時は、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代行するものとする。

４　委員会は、その職務を代理するものを出席させることができる。

５　委員長は必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

（作業部会）

第６条 　委員会は、必要と認める場合には、個別の課題等に関する作業部会を置くことができる。

２　作業部会の運営その他に関し必要な事項は、必要に応じ委員長が定める。

（第三者性）

第７条 　委員は、委員会の目的に照らし、特定の立場や利害を代表してはならない。

（機密保持）

第８条 　委員会で開示を受けた未発表、未公知の発明、考案その他の秘密事項（以下、「秘密情報」という。）は、原則、非開示とする。ただし、当該情報が次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

（１）委員会において開示を受けた際に既に公知のもの。

（２） 委員会において開示を受けた後に、自己の責めによらないで公知となったもの。（３）法令等により開示が強制されたもの。

（事務局）

第９条　　委員会の運営に必要な事務は、久米島町プロジェクト推進課において行う。

（設置期間）

第１０条　　委員会の設置期間は、令和２年３月末日までとする。

（その他）

第１１条　　この要綱に定めのない事項は、委員会において定めるものとする。

附則

　この規約は、令和２年１０月３１日から施行する。

別表

久米島エネルギービジョン策定

検討委員会名簿

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **氏　　名** | **所　　属** |
| **１** | 千住 智信 | 国立大学法人 琉球大学工学部 教授  （分野：電気工学・系統） |
| **２** | 池上 康之 | 国立大学法人 佐賀大学海洋エネルギー研究センター  副センター長・教授（分野：海洋温度差発電） |
| **３** | 嘉手苅 一 | 久米島商工会　会長  （分野：事業化計画・地域資本） |
| **４** | 比嘉 直人 | 株式会社ネクステムズ　代表取締役  （分野：系統課題・事業化計画） |
| **５** | 川島 悟一 | 自然電力株式会社　未来創造室　スペシャリスト  （分野：太陽光発電・事業化計画） |
| **６** | 中村 幸雄 | 久米島町　企画財政課・プロジェクト推進課　課長  （分野：地域政策） |